

東北大学高等大学院 LEAP プログラム (総合的な支援パッケージ) Q&A

「2026 年度 4 月申請者用」

1. 申請資格・手続きについて

1	<p>Q: 社会人学生ですが、申請できますか。</p> <p>A. 申請可能です。年齢制限や分野の指定はありません。ただし、就職やアルバイト（本学の RA・TF・TA・AA 除く）等による収入見込額が年間 180 万円を超える場合は対象外となります。</p>	
2	<p>Q: ダブルディグリープログラムの学生も本支援に申請できますか。</p> <p>A. ダブルディグリープログラムの学生も申請可能です。</p>	
3	<p>Q: 長期履修制度を利用していますが、申請できますか。</p> <p>A. 下記の『3. 休学・留年・長期履修・早期修了・途中辞退等の扱いについて』 Q4 をご覧ください。</p>	
4	<p>Q: 現在年間 180 万円以上の収入がありますが、博士課程に進学後は収入が無くなる予定です。この場合申請できますか。</p> <p>A. 高等大学院 LEAP プログラム（以下、「本プログラム」という）に採用される年度の 1 年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の収入見込額で判断します。1 年間の収入見込額が 180 万円未満（本学の RA・TF・TA・AA による収入を除く）であれば、申請可能です。</p>	
5	<p>Q: 新 D1 で申請した場合、D3 まで支援は続きますか。毎年度申請手続きが必要ですか。</p> <p>A. 最初の申請を行い採用となった場合、継続して受給資格を満たせば、標準修業年限まで支援が続きます。なお、毎年度末に継続確認を行います。</p>	4/10 追加
6	<p>Q: 4 月から新 D2 の学生も対象になりますか。</p> <p>A. 申請資格を満たしていれば 2026 年 4 月に新 D2、新 D3、新 D4 となる学生も対象となります。（新 D4 については医歯薬学履修課程のみ対象となります。）</p>	4/10 追加
7	<p>Q: 申請条件を満たして申請すれば、却下されることなく確実に採用されますか。また、学年による採用の有利・不利はありますか。</p> <p>A. 募集要項に記載のある重複受給の制限や収入制限などの条件を満たして申請いただければ、基本的には採用となります。また、学年（D1、D2、D3 等）による有利・不利はありません。</p>	4/10 追加
8	<p>Q: 申請書類（研究計画書や業績一覧など）のフォーマット等の指定はありますか。</p> <p>A. 所属研究科から通知される指定のフォーマットがあります。記載すべき業績等の参考情報もフォー</p>	4/10 追加

	マット内に含まれていますので、研究科からの案内を参照してください。	
9	<p>Q: 審査はないとのことですが、研究計画や業績一覧を提出する目的を教えてください。</p> <p>A. どのような研究計画なのか、また指導教員の許可や理解を得ているかを把握する目的で提出を求めています。また、毎年報告書を提出していただきますが、年度ごとの業績状況も確認します。</p>	4/10 追加
10	<p>Q: LEAP プログラムへの申請は Google フォームで行うのでしょうか。また、研究奨励費が支給されるのはいつ頃ですか。</p> <p>A. 申請手続きおよび提出方法については、所属研究科の指示に従ってください。一般枠（月額 10.6 万円）の学生については、最初の支給時（6 月を予定）に、4 月から 6 月までの 3 ヶ月分をまとめて支給します。それ以降は毎月の支給となります。</p> <p>なお、学位プロ枠（月額 20 万円）の学生は、最初の支給時（5 月を予定）に、4 月と 5 月の 2 ヶ月分をまとめて支給します。それ以降は毎月の支給となります。</p>	4/10 追加
11	<p>Q: 募集要項はどこで確認できますか。</p> <p>A. 所属の研究科から募集要項に関する通知が送付されていますので、確認してください（高等大学院機構大学院教育推進センターのウェブサイトにも掲載しています https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/）。</p>	4/10 追加
12	<p>Q: 4 月以降のビザの切り替えを申請中の留学生ですが、どの時点で「日本人学生等」と判定されますか。</p> <p>A. 原則 4 月 1 日時点（または 10 月 1 日時点）の申請時点でのステータスにより判断します。詳細は学生支援課経済支援係までお問合せください。</p>	4/10 追加
13	<p>Q: 学際高等研究教育院に応募しています。一般枠との併願は可能ですか。</p> <p>A. 学際高等研究教育院は審査があり不採用になる可能性もあるため、その備えとして一般枠への申請も可能です。学際高等研究教育院に合格した場合は「学位プロ枠」として採択され、一般枠の申請は自動的に取り下げとなります。</p>	4/10 追加
14	<p>Q: LEAP プログラムの申請はいつでも可能ですか。2026 年度 D1 に進学予定ですが、収入制限の都合上、D2 になる段階での申し込みを考えています。</p> <p>A. 毎年度、4 月期と 10 月期の年 2 回募集を行います。ご自身の収入状況等を含め、申請資格を満たす時期に改めて申請してください。</p>	4/10 追加
15	<p>Q: 2026 年度から博士課程に入学します。RISE プログラムは終了とのことですが、月額 18 万円の支援プログラムはありますか。</p> <p>A. RISE プログラムは終了となるため、月額 18 万円の新たな支援制度はありません。RISE プログラムの後継となる LEAP プログラム（一般枠：月額 10.6 万円）に申請ください。なお、2025 年度に RISE プログラムから継続して支援を受けている学生については、経過措置として月額 18 万円（年</p>	4/10 追加

	額 216 万円) が維持されます。	
16	<p>Q: 現在企業に勤務しており年収 180 万円を超えていますが、5 月から契約内容が変更され、年収が 180 万円未満になる見込みです。申請可能でしょうか。</p> <p>A. 本プログラムに採用される年度の 1 年間 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで) の収入見込額の合計で判断します。契約変更等により、当該 1 年間の収入合計が 180 万円未満になる見込みであれば申請可能です。なお、収入を証明する書類 (課税証明書、給与明細等) の提出を求める場合があります。</p>	4/10 追加
17	<p>Q: 支援期間中は年収が 180 万円に満たない人が対象とのことですが、最初の申請段階で前年度の年収を証明する書類の提出は必要ですか。前年度の収入が 180 万円を超えている場合は対象外になりますか。</p> <p>A. 初年度の申請については、あくまで参考情報として前年度の収入に関する書類提出を求める可能性があります。ただし、前年度の収入をもって支援対象外とすることはありません。例えば、前年度の収入が 180 万円以上でも、その状況が変わった (例えば会社を退職したなど) 場合、今年度の収入見込みが 180 万円未満になっていれば支援対象になります。</p>	4/10 追加
18	<p>Q: 学外の財団から年間 120 万円の奨学金を受給する予定ですが、支援対象外となりますか。また、旅費支援も申請できませんか。</p> <p>A. 民間財団からの給付奨学金を含め、1 年間の収入合計が 180 万円未満であれば、一般枠への申請が可能です。採用されれば公募型研究費支援 (旅費等) も申請できます。ただし、民間奨学金側で併給の制限を設けている場合がありますので、財団の規定をご自身で必ず確認してください。</p>	4/10 追加
19	<p>Q: TA 以外の支援を受けていない博士後期課程 2 年生ですが、申請資格はありますか。</p> <p>A. 申請可能です。本学の RA・TF・TA・AA による収入は 180 万円の収入制限には含まれません。また、学年による区別はなく、申請資格を満たしていれば対象となります。</p>	4/10 追加
20	<p>Q: 180 万円の収入制限に、本プログラムからの支援額 (年額 127.2 万円) は含まれますか。</p> <p>A. 含まれません。本プログラムの研究奨励費以外の収入で計算します。</p>	4/10 追加
21	<p>Q: 2026 年 9 月に学位取得予定 (残り半年) ですが、申請・受給は可能でしょうか。また、標準修業年限を超えた場合はどうなりますか。</p> <p>A. 標準修業年限を超過していなければ、半年の在籍期間でも受給は可能ですので申請ください。なお、標準修業年限を超過した時点で、支援は終了となります。</p>	4/10 追加
22	<p>Q: 収入が 180 万円に満たない場合、親の扶養に入っている場合でも受給できますか。</p> <p>A. 申請要件はご本人の収入のみで判断します。親の扶養に入っているかどうかは、申請要件には影</p>	4/10 追加

	響しません。	
23	Q: 現在、他大学の卓越大学院プログラムに所属し、研究奨励費を受給する予定です。一般枠として申し込めますか。 A. 支援内容等の確認が必要なため、個別にお問い合わせください。	4/10 追加
24	Q: JICA アグリネット奨学金や国費外国人留学生（MEXT）奨学金を受給していますが、申請可能ですか。 A. 募集要項の重複受給の制限「一 東北大学及び国等の公的機関からの奨学金等を受給している者」または「五 国費外国人留学生制度実施要項に基づき給与を受給している者」に該当するため、申請できません。ただし、入学時点で受給期間が終了（更新しない等）している場合は申請可能です。	4/10 追加

2. 重複受給・収入制限について

1	Q: 所属企業からの給与収入がありますが、年間180万円程度（保険料等控除前）です。この場合、重複受給の制限に抵触しますか。 A. 年間180万円（保険料等控除前）以上の給与収入・役員報酬、年金、経済的支援等を受けている場合は、重複受給の制限に抵触するため、支援対象外となります。	
2	Q: 海外留学に行くために奨学金を申請しましたが、こちらは受給しても差し支えないでしょうか。 A. 往復航空運賃や滞在費など渡航支援として支給されるものについては、受給は可能です。なお、当該奨学金側の重複受給の制限も確認してください。	
3	Q: 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能でしょうか。また、日本学生支援機構奨学金の返還免除申請は対象でしょうか。 A. 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能です。また、本プログラムの一般枠（年額127.2万円）の方は奨学金返還免除申請が可能です。なお、大学院博士課程で2023（R5）年度以降に第一種奨学金を貸与された場合、RISEプログラムから本プログラムへの移行者や学位プログラムの方々は、奨学金返還免除の対象外となりますので、ご注意ください。	
4	Q: TA・RA勤務は重複受給の制限となる年間180万円以上の収入に含まれますか。 A. 本学のRA・TF・TA・AAによる収入は、収入制限に含まれません。	
5	Q: 民間団体から、月額10万円（年120万円）の奨学金を受給していますが、学外のアルバイトとして月5万円（年60万円）程度働くことは可能でしょうか。 A. 学外のアルバイトとして月5万円程度働くことは可能ですが、奨学金、その他給与収入等の合計	

	<p>が年間 180万円を超えた場合は、本プログラムの受給資格を失いますので、留意してください。</p>	
6	<p>Q: 就職し給与収入を得ることになりましたが、収入が180万円を超えるまでは辞退しなくてもよいですか。</p> <p>A. 今後の給与収入等（就職後の給与以外の収入を含む）が年間180万円を超える見込であれば、就職の時点で本プログラムを辞退してください。任期付きのポストであっても同様です。また、就職時に本プログラムを辞退せず、後日就職していることが判明した場合は、その期間分の研究奨励費は返還となります。なお、一般枠の授業料等免除については取消となり、授業料等の支払いが必要となります。</p>	
7	<p>Q: 所属企業からの賞与（ボーナス）は収入の年間180万円に含まれますか。</p> <p>A. 賞与（ボーナス）は、収入金額等の合計180万円に含まれます。</p>	
8	<p>Q: 「年間180万円以上の収入」の計算期間はいつからいつまでですか？</p> <p>A. 本プログラムに採用される年度の1年間（4月1日から翌年3月31日まで）です。</p>	
9	<p>Q: 個人事業の収入は、経費を差し引いた金額でしょうか。</p> <p>A. 総収入金額から必要経費を差し引いた金額（所得金額）となります。</p>	
10	<p>Q: 中国からの留学生で、国家建設高水平大学公派研究生項目を受けていますが、申請できますか。</p> <p>A. 国家建設高水平大学公派研究生項目（中国政府の奨学金）を受けている方は申請できません。これ以外の母国の奨学金等を受給している場合も申請できません。</p>	
11	<p>Q: 日本台湾交流協会から奨学金を受給していますが、申請できますか？</p> <p>A. 日本台湾交流協会奨学金を受けている方は申請できません。これ以外の母国の奨学金等を受給している場合も申請できません。</p>	
12	<p>Q. 民間団体等からの給付奨学金は「180万円以上の収入」に含まれますか。</p> <p>A. はい、含まれます。民間団体等からの給付奨学金は、「180万円以上の収入」に算入されません。</p>	
13	<p>Q. 年間180万以上の民間の給付奨学金、または併給不可の民間の給付奨学金を受給しています。本プログラムには申請できますか。</p> <p>A. 申請は可能ですが、本プログラムに採用された場合、民間奨学金を辞退する必要があります。民間奨学金の辞退については、辞退が可能かどうかを事前に当該民間団体へ必ず確認してください。また、本プログラムの採用に伴い民間奨学金を辞退する場合は、所定の辞退手続きを行ってください。</p>	

14	<p>Q. 本プログラム採用後に民間団体の奨学金の採用が決まりました。どのように対応すればよいですか。</p> <p>A. 民間団体等の給付奨学金が年間180万円以上の場合、または併給不可の奨学金である場合は、ご自身の判断で、本プログラムと当該奨学金のいずれか一方を選択する必要があります。民間奨学金の採用に伴い本プログラムを辞退する場合は、奨学金の支給開始時まで遡って本プログラムの採用が取り下げとなります。その場合、すでに受給した研究奨励費は返還となります。なお、一般枠の授業料等免除については取消となり授業料等の支払いが必要となります。</p>	
15	<p>Q. 現在グローバル萩奨学金に採用されていますが、本プログラムに申請する場合、別途グローバル萩奨学金の辞退手続きは必要ですか。</p> <p>A. 本プログラムに採用された場合、グローバル萩奨学金の辞退処理を大学側で行いますので、辞退手続きは不要です。</p>	
16	<p>Q: 年間180万円の収入制限について、1年間のトータルで超えなければよいのですか。</p> <p>A. 年収が180万円未満であれば対象となりますが、毎月16万円などの安定的な収入を得ている場合は対象外となります。『2.重複受給・収入制限について』のQ6もご確認ください。</p>	4/10 追加
17	<p>Q: 年間180万円の収入判定はどのように行われますか。また、超えた場合のペナルティはありますか。</p> <p>A. 高等大学院機構事務室から確認の指示があった場合、収入額を確認できる書類（課税証明書、給与明細、通帳の写し等）を提出していただきます。複数の収入がある場合は、合算して提出できるようにご準備ください。上限を超えた場合、重複受給の制限により受給資格を失いますが、事由が解消されれば改めて申請可能です。ただし、定期的な収入があると判断された場合は、研究奨励費の返還を求めたり、授業料免除の対象外として授業料の支払いを求めたりする場合があります。</p>	4/10 追加
18	<p>Q: 他の奨学金との併給を不可とする給付金について、本プログラムの研究奨励費は「奨学金ではない」と捉えて併給してもよいですか。</p> <p>A. 本学としては「研究奨励費」という位置づけですが、民間の財団側がどのように捉えるかによりますので、該当の財団にご確認ください。</p>	4/10 追加
19	<p>Q: 収入とは、銀行に振り込まれる額ですか。</p> <p>A. 給与収入等の場合は、税金や社会保険料等が引かれる前の「総支給額（額面）」です。</p>	4/10 追加
20	<p>Q: JASSOの貸与奨学金は180万円の収入に含まれますか。</p> <p>A. 180万円の収入制限には含まれません。また、本プログラムの一般枠の方は、JASSO奨学金の返還免除申請が可能です（学位プロ枠およびRISEからの移行者は返還免除申請は対象外です）。『2.重複受給・収入制限について』のQ3もご確認ください。</p>	4/10 追加

21	<p>Q: 180 万円の収入制限に含まれない収入は、RA、TF、TA、AA 以外にありますか。</p> <p>A. リサーチ・アシスタント (RA)、ティーチング・フェロー (TF)、ティーチング・アシスタント (TA)、アドミニストレイティブ・アシスタント (AA)、サイエンス・アンバサダー (SA)、スチューデント・ラーニング・アドバイザー (SLA)、グローバルキャンパスサポーター (GCS) で東北大学に雇用され、東北大学から得る収入のみが該当します。</p>	4/10 追加
22	<p>Q: プロジェクト (X-nics 等) で雇われている場合や、「テクニカルスタッフ」等の名称で雇われている場合の給与は、RA の収入に含まれますか。</p> <p>A. 東北大学から RA や TA 等の学生就業 (学生に対する経済的支援や教育的配慮を目的としたもの) としての給与として支給されているものであれば、180 万円の収入制限には含まれません。</p>	4/10 追加
23	<p>Q: 本学における RA・TA 等には時間制限がありますか。また、収入は月平均どの程度になりますか。</p> <p>A. 本学の RA・TA 等の就業時間については、学内規程の改正により、週 30 時間を超えない範囲となりました。ただし、就業時間は、研究及び就学に支障が生じないよう、指導教員と相談してください。また、月額収入は従事する業務の種類や時間数によって異なるため、一概にはお答えできません。</p>	4/10 追加
24	<p>Q: 大学病院の診療での収入は、年間 180 万円に含まれますか。</p> <p>A. 含まれます。(東北大学における RA・TF・TA・AA とはみなしません)</p>	4/10 追加
25	<p>Q: 本学の創発 RA (創発的研究支援事業) の収入は 180 万円に含まれますか。</p> <p>A. 東北大学における RA となるため 180 万円の収入制限には含みません。</p>	4/10 追加
26	<p>Q: グローバル萩奨学金の受給者は LEAP へ申請が必要ですか。継続は可能ですか。</p> <p>A. LEAP プログラムを希望する場合は、LEAP プログラムへ申請し、採用をもってグローバル萩奨学金は自動的に支給対象外となります。グローバル萩奨学金の継続受給を希望する場合は、LEAP プログラムへの申請は不要です。なお、博士課程学生に対するグローバル萩奨学金の制度は LEAP プログラムへ移行しますが、修士課程学生に対するグローバル萩奨学金の制度は継続されます。</p>	4/10 追加
27	<p>Q: 東北大学の連携講座の学生ですが、連携先での収入も“東北大学における RA の収入”と考えますか。</p> <p>A. 連携先での収入がどのような性質のものか、一概に判断できませんが、本学で RA として雇用され、本学からの RA・TA 等の学生就業 (学生に対する経済的支援や教育的配慮を目的としたもの) としての給与として支給されているものであれば、180 万円の収入制限には含めません。連携先からの直接支給など、雇用形態が不明な場合は所属研究科や部局にご確認ください。</p>	4/10 追加
28	<p>Q: 一般枠の対象外となる 180 万円の収入は、アルバイトなどの売上総額面ですか、経費を差し引いた所得ですか。</p> <p>A. 給与収入の場合は「総支給額 (額面)」、個人事業等の場合は総収入金額から必要経費を</p>	4/10 追加

	差し引いた「所得金額」となります。ただし、必要経費として認められるかどうかの最終判断は税務署が行いますので、詳細は所轄の税務署へお問い合わせください。	
29	Q: 今年の5月にJSPSの特別研究員(DC)に申請する場合、LEAPプログラムの支援は受けられませんか。 A: 今年の5月にJSPSの特別研究員(DC)に申請しても実際に採択され支援が開始されるのは翌年4月となりますので、それまではLEAPプログラムによる支援が可能です。学振の特別研究員になった段階でLEAPプログラムを辞退していただきます。	4/10 追加
30	Q: 配偶者の年収が180万円以上でも、本人の年収が180万円未満であれば対象となりますか。 A: 対象となります。収入制限の判定はご本人の収入のみで行います。	4/10 追加
31	Q: 親等から送金されるお金(いわゆる仕送り)は、180万円に含まれますか。 A: 仕送りは含まれません。	4/10 追加

3. 休学・留年・長期履修・早期修了・途中辞退等の扱いについて

1	Q: 現在休学中ですが、申請できますか。 A: 4月1日現在で休学している方は申請できません。 本プログラムへの申請の機会は年に2回(4月と10月)設けています。現在休学中の方についても、復学後の最初の申請時期(4月または10月)に、改めて申請いただくことが可能です。																	
2	Q: 休学したことがあります、支援期間はいつまでになりますか。 A: 支援期間はすでに取得した休学期間を除いた標準修業年限までです。 例) 後期3年の課程 2024年4月に入学し、2025年4月1日から1年間休学し、2026年4月1日から復学し、本プログラムに採用された場合には、在学期間から休学期間を除いた、残り2年(2028年3月まで)が支援期間となります。 申請時↓																	
	<table border="1"> <tr> <td>2024.4</td> <td></td> <td>2025.4</td> <td></td> <td>2026.4</td> <td></td> <td>2027.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入学・在学</td> <td></td> <td>休学</td> <td></td> <td>在学・採用</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	2024.4		2025.4		2026.4		2027.4		入学・在学		休学		在学・採用				
2024.4		2025.4		2026.4		2027.4												
入学・在学		休学		在学・採用														
3	Q: 本プログラムに採用後、休学する場合には、どのような対応になりますか。 A: 本プログラム採用後に休学する場合には、その期間、研究奨励費等の支給は停止し、復学前に行う <u>所属研究科での</u> 所定の手続き後に支援を再開します。	4/10 修正																

4	<p>Q: 長期履修が認められていますが、本プログラムに申請できますか。</p> <p>A. 長期履修生についても申請の対象となりますが、支援期間は認められた履修期間ではなく、元々の標準修業年限内までとします。例えば3年のところ6年での履修が認められている場合であっても、D1で採用された場合は3年目まで支援、D2で採用された場合は2年目までの支援となります。4年目以降の学生については、申請の対象となりません。</p> <p>例) 後期3年の課程で、3年のところ6年の履修に変更。支援期間は3年次まで。</p> <table border="1" data-bbox="228 566 1276 712"> <tr> <td>1年次</td> <td>2年次</td> <td>3年次</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">支援期間終了↓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年次</td> <td>2年次</td> <td>3年次</td> <td>4年次</td> <td>5年次</td> <td>6年次</td> </tr> </table>	1年次	2年次	3年次				支援期間終了↓						1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
1年次	2年次	3年次																		
支援期間終了↓																				
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次															
5	<p>Q: 採用後、やむを得ない事情により本プログラムを辞退することとなった場合、それまでに受給した研究奨励費を返還する必要がありますか。</p> <p>A. 辞退の申し出が遅れたことにより辞退日以降に振り込まれた研究奨励費については、返還の必要があります。また、一般枠の学生で授業料免除となっていた場合は、辞退日以降の分は免除取消となり支払いが必要となります。辞退の可能性が生じた際には、速やかに所属研究科（学位プログラムに所属している学生は学位プログラム事務室）にご相談ください。</p>																			
6	<p>Q: 博士後期課程の途中で退学した場合、研究奨励費の返還は求められますか。</p> <p>A. 退学等により正規生の身分を失った場合は受給資格を喪失します。事後に退学等が判明した場合は、受給資格喪失日以降に振り込まれた研究奨励費について返還を求めることがあります。</p>	4/10 追加																		

4. 留学中、インターンシップ中など学外にいる場合の取り扱いについて

1	<p>Q: 留学期間中も研究奨励費は受給できますか。</p> <p>A. 受給できます。ただし、毎月の在籍報告が必要となります。在籍確認等の締切日時については、全て日本標準時としますので、ご注意ください。</p>	
2	<p>Q: 現在海外におり、入学後一度も来学していない学生も申請できますか。</p> <p>A. 申請は可能ですが、実際の研究奨励費の支給は日本に入国、来学し、手続き後に開始します（日本に来る前の期間は支給対象外とします）。なお、本学の博士前期課程（修士課程）に在籍していた場合も、本プログラム採用時に海外に居住している場合は、上記と同じ取り扱いとします。また、月毎の在籍報告締切日までに来学し、手続きを完了した場合は、当月から支給が開始します。</p>	
3	<p>Q: 研究指導の委託により他機関で修学していますが、研究奨励費は受給できますか。</p>	

	A. 国内の他の大学、研究機関等で修学している場合にも、研究奨励費の受給は可能です。ただし、毎月の在籍報告が必要となりますので、ご注意ください。なお、国外の大学、研究機関等において研究指導を受けており、入学後一度も来学していない場合には、Q4-2のとおり、本プログラムへの申請は可能としますが、実際の研究奨励費の支給は日本に入国、来学し、手続き後に開始することとします。	
4	<p>Q: インターンシップ期間中も研究奨励費は受給できますか。また、インターンシップ先からの報酬を受け取ることは可能ですか。</p> <p>A. インターンシップ期間中も、研究奨励費の受給は可能です。また、インターンシップ先からの報酬についても、本学の研究の一環として行った活動に対する報酬と考えますので、受け取ることは可能です。ただし、報酬は給与収入と同等として重複受給の制限の対象となる金額（年間180万円）に含めます。なお、インターンシップ期間中も、毎月の在籍報告は忘れずに行ってください。</p>	

5. 採用者の義務・税金関係について

1	<p>Q: 一般枠での受給者ですが、自身の研究活動以外に採用者が受講すべきものはありますか。</p> <p>A. 本プログラムは単なる経済的支援ではなく、博士学生の研究力強化やキャリア開発支援を含めた総合的な支援となっています。そのため、研究力強化に資するウェビナーやオンライン学習プラットフォーム（Nature Masterclasses 等）、トランスファラブルスキルの修得、日本人学生・留学生それぞれに対応したキャリア開発などを実施していきます。本プログラムでは、それらを総称して「高等大学院研修プログラム」とし、全ての採用者へ提供します。高等大学院研修プログラムには必修科目が設定されており、各学年に設定された科目を毎年履修する必要があります。詳細については、採用者専用ページ（学内限定の Google サイトですので、東北大メールアドレスの Google アカウントでログインする必要があります）に掲載予定です。</p>	
2	<p>Q: 高等大学院研修プログラムにどのくらい参加すればよいですか。</p> <p>A. 必修科目・選択科目については毎年度一覧表を提示します。なお、必修科目については、毎年度の指定期日までに、指定された内容を履修する必要があります。期日までに履修しなかった場合には、研究奨励費等の支給停止や返還、採用者資格の喪失となりますので、留意してください。</p>	
3	<p>Q: どのような場合に研究奨励費の返還が生じますか。</p> <p>A. 以下の場合、研究奨励費の返還義務が生じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不正や虚偽が認められた場合（重複受給の制限や遵守事項に十分留意してください） ● 重複受給の制限に該当し、遡って本プログラムを辞退する場合（研究奨励費は、辞退日に遡って返還いただきます） 	
4	<p>Q: どのような場合に研究奨励費は支給停止となりますか。</p>	

	<p>A. 以下の場合、研究奨励費は支給停止となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月の在籍報告が締切日までに提出されない場合：該当月の研究奨励費は支給停止となります。 ● 6ヶ月毎に提出すべき研究成果報告書が締切日までに提出されなかった場合：支給停止となります。 ● 高等大学院研修プログラムの必修科目について、毎年度指定する締切日までに完了しない場合：支給停止となります。 	
5	<p>Q: 研究奨励費に税金はかかりますか。</p> <p>A. 研究奨励費は雑所得扱いとなることから、毎年、確定申告により所得税を納税する必要があります。なお、確定申告を行うことにより、翌年から住民税を納税する義務が生じます。また、親または親族等の被扶養者（健康保険、扶養手当など）となっている場合には、扶養から外れる可能性があるため、扶養者あるいは扶養者の勤務先等に確認し、必要な手続きを行うことが必要です。留学生については、租税条約の対象となる場合があるため、所属研究科の担当係にお問い合わせください。</p>	
6	<p>Q: 成果報告書の提出は、年2回ですか。</p> <p>A. LEAPプログラムで新規採用される一般枠の学生（月額10.6万円）は、年2回となります。一方、LEAPプログラムで新規採用される学位プロ枠の学生（月額20万円）は、年1回です。</p>	4/10 追加
7	<p>Q: 必修プログラム（必修科目）の詳細と完了時期について教えてください。4月中に終わらせる必要がありますか。</p> <p>A. 高等大学院研修プログラム必修科目では、オンデマンドで提供するトランスファラブルスキル研修などを想定しています。締め切りは、例えば翌1月末などに設定し、採択後約数ヶ月をかけて受講していただきます。学年によって締め切りを早くする等の違いはありません。なお、締め切りを過ぎても完了していない場合、研究奨励費の支給は停止となります。</p>	4/10 追加
8	<p>Q: 国際共同大学院プログラム・産学共創大学院プログラム・学際高等研究教育院に採用された場合、LEAPプログラムの必修科目は受講しなくてもよくなりますか。</p> <p>A. 学位プロ枠、一般枠ともにLEAPプログラムによる支援を受けている学生には、高等大学院研修プログラム必修科目の受講義務があります。一方で、学位プログラムごとに課されるタスクがあるため、学生の負担量を考慮して、学位プロ枠と一般枠とで受講内容の調整を行います。詳細については、別途案内します。</p>	4/10 追加
9	<p>Q: 研究奨励費が支給されるのは5月や6月とのことですが、扶養から外れる手続きは何月から行うべきですか。</p> <p>A. 支給時期に関わらず、現在扶養に入っている親等の勤務先の健康保険組合等にご確認ください。</p>	4/10 追加
10	<p>Q: 研究奨励費は雑所得として確定申告するとのことですが、どこまで経費として申告できますか（交</p>	4/10

	<p>通費や書籍代など)。収入と必要経費はどう扱われますか。</p> <p>A. 必要経費として認められるかどうかの最終判断は税務署が行います。大学側では判断できかねますので、必要経費等について不明な点がある場合は、ご自身で所轄の税務署へ直接お問い合わせください。</p>	追加
11	<p>Q: LEAP プログラム採用中に次年度の JSPS 特別研究員に採用され LEAP プログラムを辞退した場合、次年度以降も LEAP プログラムの義務は発生しますか。</p> <p>A. 特別研究員への採用等に伴い LEAP プログラムを辞退した場合、辞退日以降の LEAP プログラムにおける義務（必修科目の受講など）はなくなります。</p>	4/10 追加
12	<p>Q: 一般枠の支給金額（10.6 万円）を、税金や扶養の都合で減額することは可能でしょうか。</p> <p>A. ご自身の意思で支給金額の一部を減額することはできませんが、毎月の在籍報告の際、当該月の研究奨励費の受給を希望しない旨の選択が可能です。</p>	4/10 追加
13	<p>Q: 社会人学生ですが、学内限定のサポート（Nature Masterclasses 等）は学外からでも利用可能ですか。</p> <p>A. 2026 年 4 月より、東北大学のメールアドレス（@tohoku.ac.jp または @dc.tohoku.ac.jp）を利用して登録・認証することで、学外のネットワークからでも利用可能となります。詳細は、特設ページをご覧ください。 https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/Nature_Masterclasses.html</p>	4/10 追加

6. 公募型研究費支援（旅費等）について

1	<p>Q: 公募型研究費支援（旅費等）について教えてください。</p> <p>A. 博士学生の国際研鑽の機会を提供するため、国際会議での研究成果発表に向けた研究費支援として実施予定です。詳細については、募集要項が公表されてからご確認ください。概要については、以下のとおりです。ただし、一部変更となる場合がありますので、予めご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費：航空券代・交通費・日当宿泊費 ・諸経費：会議参加登録費、ビザ取得費用（研究目的のみ）、海外旅行保険料（加入必須の場合）、ポスター印刷代、発表を実施するために必要な研究活動に伴う物品購入費等も含む ・申請一件当たり上限 40 万円 	4/10 修正
2	<p>Q: 公募型研究費支援（旅費等）での募集は何回行われますか。</p> <p>A. 2026 年度内に 3 回程度の募集を予定しています。具体的な期間は、後日公開予定の募集要項をご確認ください。</p>	

3	<p>Q: 公募型研究費支援は年 3 回程度の募集とのことですが、3 回とも応募できますか。また年間の回数制限はありますか。</p> <p>A. 申請回数の制限はしない予定ですが、各回の申請で、学会に参加する旅程は 1 回分のみとする予定です。例えば第 1 回で 1 人の学生が 3 つの別々の学会に同時に申請するような形は控え、第 2 回、第 3 回と都度申請していただく形にしたいと考えています。詳しくは募集要項をお待ちください。</p>	4/10 追加
4	<p>Q: 事後申請の場合、旅費は実費分を申請すればいいのでしょうか？また、研究室の予算を一度使って出張し、後から採択された予算に変更する形になるのですか。</p> <p>A. はい、実費分を申請していただき、審査いたします。事前に指導教員の予算等で旅行計画書などを作成いただく必要がありますので、採択後は、採択された予算へ振り替えることとなります。手続きは研究科の方で行っていただく予定です。不採択の場合や採択額が航空券代・交通費の実費分に満たない場合は研究室の予算等で負担可能か、あらかじめ確認をお願いします。必ず事前に指導教員や研究室とご相談ください。</p>	4/10 追加
5	<p>Q: 申請条件として「国際会議での発表が確定したら」と説明がありましたが、国際会議のプログラムへ掲載されることが前提でしょうか。</p> <p>A. 国際会議での発表がアクセプト（受諾）されたものを申請条件とする予定です。また、2026 年度に開催されたものであれば、4 月や 5 月に開催された会議についても事後申請可能とする予定です。その場合、学内の出張手続きに則って、適切に旅行計画書などを作成いただく必要があります。</p>	4/10 追加
6	<p>Q: 募集要項に「3 月 14 日までに出張が完了すること」とありますが、毎年 3 月 16 日～31 日に開催される学会はどうにかなりませんか。</p> <p>A. まだ確定事項ではありませんが、学内の手続き等の都合上どうしても締め切りが生じます。個別の事情は今後の課題と認識しておりますが、募集要項を確認のうえ、取扱いをご理解いただき、申請をお願いします。</p>	4/10 追加
7	<p>Q: 国内で開催される国際会議（海外の研究者も参加し英語で発表）や、国内の研究集会は支援対象になりますか。</p> <p>A. 現時点では、海外で開催される国際会議で実際に発表していただくことを重点的に支援したいと考えているため、日本国内での開催は対象外として検討しています。国内開催の国際会議については、支援の課題として認識しています。</p>	4/10 追加
8	<p>Q: 海外渡航歴のない学生や JSPS 特別研究員への申請者を優先する方針はありますか。</p> <p>A. 調整中ですが、国際卓越研究大学では基盤的研究強化の一環として、多くの博士学生に国際経験を積んでほしいと考えているため、海外での発表経験がない学生からの積極的な応募を期待しています。また、2027 年度採用分 JSPS 特別研究員へ申請した学生についても、今後募集要項等に反映させていく可能性があります。</p>	4/10 追加

9	<p>Q: 学位プログラムの学生も公募型研究費支援に申請できますか。</p> <p>A. 申請は可能です。ただし、学位プログラム学生の必修科目の留学等にかかる支援は、各プログラムを通して別途行われます。なお、留学中であっても、留学先から国際学会等へ参加する際には、公募型研究費支援に申請することは可能です。</p>	4/10 追加
10	<p>Q: 学位プログラムと一般枠とで、公募型研究費支援の採択率に差をつける等の優遇措置はありますか。</p> <p>A. 学位プログラムと一般枠とでの優遇措置等はありません。</p>	4/10 追加
11	<p>Q: 海外旅行保険の保険料は、公募型研究費支援から支払えますか。</p> <p>A. 保険は各個人の判断で加入するため、私費での支払いが基本ではありますが、所属する研究科の取扱いにより支払いは可能です。詳細は所属の研究科（または研究所）にご確認ください。</p>	4/10 追加
12	<p>Q: 公募型研究費支援は、JSPS 特別研究員や、収入制限により LEAP プログラムの対象外となった学生も応募可能ですか。</p> <p>A. 公募型研究費支援は、LEAP プログラムの採用者（受給者）のみ申請可能です。</p>	4/10 追加
13	<p>Q: 旅費と物品購入費の支援を受けたい場合、別々の申請になりますか。</p> <p>A. 1 回の申請にまとめていただく予定です。詳細な費目の扱いについては、後日公表される募集要項をお待ちください。</p>	4/10 追加
14	<p>Q: 公募型旅費支援は個人の口座に振り込まれるのですか、研究室で管理されるのでしょうか。</p> <p>A. 個人の口座に直接振り込まれる形式ではなく、所属の研究科に予算が配分されます。</p>	4/10 追加
15	<p>Q: 採択数や倍率はどのくらいですか。</p> <p>A. 予算の関係もあり、応募数で採択率は変わります。現時点ではお答えできません。</p>	4/10 追加
16	<p>Q: 減額採択とは、全員を採択するために一律で減額する方針ということですか。また、不採択・減額された場合、他の研究費と併用できますか。</p> <p>A. 一律に減額して全員採択する方針ではなく、なるべく多くの学生が国際会議等の経験を得られるように、全体の申請状況などを踏まえて審査・採択を行います。減額された場合に用途に制限のない他の研究費と併用することは可能です。不採択の場合は研究室の予算等で負担可能か、あらかじめ確認をお願いします。必ず事前に指導教員や研究室とご相談ください。</p>	4/10 追加
17	<p>Q: RISE での個人研究費（物品購入や国内出張など）がなくなり、LEAP では公募型の海外渡航限定になるとのことですが、研究に必要な経費はどうすればよいですか。</p> <p>A. 公募型研究費支援（旅費等）では、国際学会等での発表に繋がる物品の購入も認める予定です。日常の研究環境については、本プログラムによる経済支援によって学生の皆様の生活基盤を支</p>	4/10 追加

	<p>えるとともに、研究費につきましては、公募型研究費支援（旅費等）での支援や所属研究室等ともご相談いただくことを想定しております。</p>	
--	--	--

7. 授業料等免除について

1	<p>Q. 東北大学高等大学院 LEAP プログラム（総合的な支援パッケージ）の支援対象外ですが、授業料等免除の申請はできますか。</p> <p>A. 日本人学生等であれば、経済的理由による免除の申請は可能です。申請手続きについては、博士課程学生への「優秀な学生に対する授業料等免除支援」についてのウェブサイトをご確認ください。</p>	
2	<p>Q. 留学生ですが、授業料を納付期限までに支払うことが難しいです。</p> <p>A. 経済的な理由で授業料の納付が難しい場合は、徴収猶予や月割分納制度を利用できます。申請手続きについては入学料・授業料免除のウェブサイトをご確認ください。</p>	
3	<p>Q. 日本人学生ですが、授業料等免除の手続きは別途必要ですか？</p> <p>A. 東北大学高等大学院 LEAP プログラム（総合的な支援パッケージ）の採用をもって免除としますので、授業料免除のための手続きは不要です。なお、入学料免除については事前に手続きが必要となりますので、各研究科の入学手続き案内をご確認ください。</p>	
4	<p>Q. 日本人学生ですが、本プログラムを途中で辞退した場合、授業料の免除はどうなりますか。</p> <p>A. 辞退後は授業料免除の対象外となりますので、授業料の支払い義務が生じます。例えば 6 月に辞退した場合は、7 月以降の授業料を支払う必要があります。</p>	
5	<p>Q: 博士課程修了を延期した場合、超過期間の授業料は免除されますか。</p> <p>A. LEAP プログラムによる支援期間は原則として標準修業年限までとなります。超過した期間については LEAP プログラムによる支援は対象外となり、あわせて授業料免除の対象外となります。</p>	4/10 追加
6	<p>Q: 入学料を 3 月中に支払う予定ですが、後で返金されますか。また、入学料は免除されますか。</p> <p>A. 内部進学の場合は入学料を支払う必要はありません。外部から入学される方のうち、日本人学生等については、入学手続き時に専用のフォームで入学料免除を申請する形になります（申請方法は研究科にお問い合わせください）。その後 LEAP プログラムに採用となった場合は、正式に免除となります。もし免除申請せず入学料を支払った場合に、LEAP プログラムに採用となった場合は、後日返金いたします。</p> <p>なお、2025 年 10 月に入学し既に支払った入学料については、本制度（2026 年 4 月開始）の免除対象とはなりません。</p>	4/10 追加
7	<p>Q: 民間奨学金を年額 180 万円以上受給しており LEAP プログラムの支援対象外ですが、入学</p>	4/10

	<p>料・授業料免除の支援は受けられますか。</p> <p>A. LEAP プログラムによる入学料・授業料免除の支援は受けられませんが、日本人学生等であれば、経済的な理由による入学料および授業料免除申請は可能です。ただし、経済的な理由による免除は、審査の上決定されることから、免除されないこともありますのでご留意ください。なお、留学生の方は対象外となります。詳細は免除関係のウェブサイトをご参照ください。 https://c.bureau.tohoku.ac.jp/gakusei-shien/menjo/yuusyusya/</p>	追加
8	<p>Q: 一般枠対象者は、申請資格を満たしている場合は、申請すれば確実に採用されるとのことですが、念のため経済的理由による授業料免除も併せて応募できますか。</p> <p>A. 日本人学生等であれば、念のため申請いただくことは可能です。詳細は学生支援課経済支援係までお問合せください。</p>	4/10 追加
9	<p>Q: 留学生が授業料免除の対象外になったのはなぜですか。</p> <p>A. 基本的に、入学料・授業料は日本人学生・留学生を問わず支払うのが原則です。SPRING は、事業の見直しにより留学生の生活費支援は対象外となりましたが、本学としては国籍を問わず研究奨励費（生活費支援）を支給することとしました。一方で、日本の学生の博士課程進学を促進する観点から、日本人学生等に授業料免除を行っております。学位プログラムや JSPS 特別研究員の特に優秀な留学生は、授業料免除の対象となっています。なお、授業料の月割分納や徴収猶予の制度もありますので、必要に応じてご活用ください。</p>	4/10 追加
10	<p>Q: 留学生は LEAP プログラムに申請しないと授業料免除の対象になりませんか。</p> <p>A. 本プログラムへの申請の有無にかかわらず、一般枠の留学生は授業料免除の対象外となりますので、授業料の支払いが必要です。なお、学位プログラムや JSPS 特別研究員に採択された学生は、日本人学生・留学生問わず、全額免除の対象です。</p>	4/10 追加
11	<p>Q: 留学生が学位プログラムに所属する場合、入学料の免除は受けられないという認識で合っていますか。</p> <p>A. はい。留学生は、学位プロ枠・一般枠のどちらに採用されたかにかかわらず、入学料免除の対象外となります。</p>	4/10 追加

8. 旧 AGS RISE プログラムからの支援継続学生について

1	<p>Q: 2025 年度に RISE プログラムに採択されましたが、LEAP プログラムに移行する際、手続きは必要ですか。</p> <p>A. RISE プログラムの学生については、すでに継続確認の手続きが完了しています。そのため、追加の手続きは必要なく、そのまま LEAP プログラムへ移行します。LEAP プログラム研究奨励費ハンドブック</p>	4/10 追加
---	--	------------

	をご確認ください。	
2	<p>Q: 2024 年度に SPRING に採択され、2025 年度に RISE プログラムへ移行した学生は、LEAP プログラムに移行後どの支援を受けますか。</p> <p>A. LEAP プログラムからの支援となります。RISE プログラムからの継続学生となりますので、経過措置により、研究奨励費は RISE プログラムと同額が維持されます。ただし、個人研究費はなくなりますので、必要に応じて公募型研究費支援などをご活用ください。</p>	4/10 追加
3	<p>Q: RISE プログラムでは本学の RA 収入を 180 万円に含んでいましたが、LEAP 移行後は含まれなくなるということですか。</p> <p>A. その通りです。LEAP プログラムでは、RA 等を通じて学生がより支援を得られるよう方針を変更しました。RISE プログラムからの移行者に対しても、LEAP プログラム新規採用者と同様の扱いに変更となります。『2.重複受給・収入制限について』の Q21 もご確認ください。</p>	4/10 追加
4	<p>Q: 成果報告書の提出は、年 2 回ですか。それとも、RISE の時と同じ年 1 回ですか。</p> <p>A. 2025 年度に RISE プログラムで支援を受けていた方（月額 18 万円および月額 20 万円受給者）は、これまでと変わらず年 1 回の提出となります。各採用者には、別途締切日時および提出方法などご連絡します。</p>	4/10 追加

9. その他・プログラム全般について

1	<p>Q: 現在学位プログラムに所属している学生は、LEAP プログラムが不採用になることはありませんか。</p> <p>A. 申請資格を満たし、学位プログラムからの推薦が得られれば、採用になります。各プログラム事務室の指示に従い手続きを行うことで、「学位プロ枠」として支援の対象となります。</p>	4/10 追加
2	<p>Q: 修士から学位プログラムに所属しており、博士進学後も継続する場合、LEAP プログラムへの申請は必要ですか。</p> <p>A. 学位プログラムを継続する場合は「学位プロ枠」として支援されるため、一般枠への申請は不要です。「学位プロ枠」への申請については、各プログラム事務室の指示に従ってください。</p>	4/10 追加
3	<p>Q: 博士課程に入学予定ですが、学位プログラムに応募できますか。また、外部からの進学や年度の途中からでも参画可能ですか。</p> <p>A. 学位プログラムへの応募資格や募集時期、参画可能な年次は各プログラムによって異なります。詳細は高等大学院機構または各プログラムのウェブサイトをご確認ください。</p>	4/10 追加
4	<p>Q: 次世代 AI 人材育成プロジェクトに採用されていますが、LEAP プログラムの公募型研究費支援の申請は可能ですか。</p>	4/10

	A. 次世代 AI 人材育成プロジェクトは LEAP プログラムには該当しないため、公募型研究費支援の申請はできません。	追加
5	<p>Q: JSPS 特別研究員への申請に関する支援はありますか。</p> <p>A. 動画説明会や個別相談会を実施しています。動画説明会では、制度の概要や、申請書の書き方等について、説明しておりますので、ぜひご活用ください。また、採用可能性がぐんと up する tips 及び申請書作成上のチェックポイント・確認用チェックリストの配付、過去の採用者の申請書閲覧サービスもありますので、併せてご活用ください。</p> <p>(参考:【学内限定】https://c.bureau.tohoku.ac.jp/kensui-top/3jsps/support/)</p>	4/10 追加
6	<p>Q: COE (在留資格認定証明書) 申請や入国管理局での学生ビザ更新の際に、経済的支援の証明として使える書類は発行されますか。</p> <p>A. 採用結果の通知時に、「研究奨励費支給証明書」を発行します。原本は保管し、都度コピーして使用してください。</p>	4/10 追加
7	<p>Q: 所得税、住民税、国民健康保険、国民年金などの手続きについて、今後大学から案内はありますか。</p> <p>A. 基本的に、社会の一員として手続きを進めるべきものは、学生ご自身で行っていただく必要があります。LEAP プログラム研究奨励費ハンドブックを確認し、必要な手続きを行ってください。</p>	4/10 追加
8	<p>Q: 今後、質問がある場合は、研究科と高等大学院機構事務室のどちらに問い合わせればよいですか。</p> <p>A. 応募方法や募集の締め切りに関するお問い合わせは、所属研究科へお願いします。本プログラムの内容に関連する質問であれば、高等大学院機構事務室または大学院教育推進センターに問い合わせください。</p>	4/10 追加